

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 白神利行
同 土居幸徳
同 鷹取清彦
同 松田安義

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

社会福祉法人敬友会（岡山市西市デイサービスセンター）

平成27年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成29年1月4日から平成29年2月28日まで

3 監査の方法

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

平成27年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

（社会福祉法人敬友会）

○指定管理に係る施設の概要

施設名称 岡山市西市デイサービスセンター

設 置 場 所 岡山市南区西市 1 2 3 番地 1
延 べ 床 面 積 7 4 4 . 4 9 m²
開 設 平成 9 年 3 月
利 用 料 金 制 導入あり

○指定管理者（非公募）

名 称 社会福祉法人敬友会
所 在 地 岡山市南区藤田 5 7 8 番地 3
設 立 年 月 日 平成 6 年 3 月 1 4 日
指定管理者の指定 本法人は、岡山市から平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの期間、岡山市西市デイサービスセンターの管理を行う指定を受けている。

1 設置条例に規定された施設の設置目的

岡山市老人デイサービスセンター条例(平成 9 年 3 月 2 5 日条例第 1 2 号) 第 1 条より「在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資するため」

2 施設の利用状況について

年 度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
登 録 者 数 平 均 (人)	6 2 . 6	5 9 . 2	5 3 . 1
1 日 平 均 利 用 人 数 (人)	2 4 . 7	2 3 . 3	1 9 . 9
利 用 延 べ 人 数 (人)	7 , 2 5 2	6 , 8 3 9	5 , 8 7 8
開 所 日 数 (日)	2 9 4	2 9 4	2 9 5

3 指定管理料について

施設に係る管理運営業務は利用料金収入により行っており、岡山市から指定管理料の支出はない。

4 指定管理業務の内容について

平成 2 7 年度における指定管理業務の主な内容は、次のとおりである。

(1) 施設の管理業務

- ・センターの運営管理、清掃及び保守点検に関する業務
- ・センターの使用の許可に係る事務に関する業務
- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・岡山市の備品に関する業務
- ・その他センターの管理上市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

- ・実施していない。

5 監査内容

- 岡山市西市デイサービスセンター指定管理者選定に関するもの
- 岡山市老人デイサービスセンターの管理に係る協定書及び岡山老人デイサービスセンター指定管理業務仕様書に関するもの
- 岡山市西市デイサービスセンターの運営状況に関するもの